令和８～１１年度　富谷市議会録画中継インターネット映像配信業務及び 会議録検索システム業務　　仕様書

課名	議会事務局

No.	品名	品番・規格等	数量	単価	金額	備考
1	エンコード用システム　外	別紙のとおり				
合計						(A)

特記事項			予定価格計算書		
	事業名	令和８～１１年度　富谷市議会録画中継インターネット配信業務及び会議録検索システム業務			消費税(B)
	納入期限	令和９年１月３１日まで			予定価格(A)＋(B)
	納入場所	富谷市富谷坂松田３０番地内			
	その他条件等	別紙、仕様書のとおり			

仕様書

１．件名

令和８～１１年度　富谷市議会録画中継インターネット映像配信及び会議録検索システム業務委託

２．履行期間

令和　９年　２月　１日から令和１２年　１月３１日まで

３．履行場所

宮城県　富谷市　富谷坂松田　地内

４．目　的

富谷市議会（以下「市議会」という。）本議会の様子を、インターネットを通じて広く市民に映像配信し、またインターネット上で市議会会議録の閲覧及び検索を可能にすることで、議会への関心を高め、市民サービスの向上及び議会の活性化を図ることを目的とする。

５．契約内容

録画中継インターネット映像配信及び会議録検索システム システム管理運用料 月額

〇録画中継インターネット映像配信業務

１．業務内容

（１）市議会定例会及び臨時会審議状況のインターネットによるVOD（ビデオ・オン・デマンド方式）配信

（２）映像配信の対象となる会議

① VOD映像配信

本会議（定例会、臨時会）

（３）委託業務

① 中継に必要となる映像配信機器の設置及び保守管理業務。

② インターネットによる映像配信及び運用管理業務。

③ 映像配信のためのホームページ作成・改修業務。

④ 映像配信における障害時の迅速な復旧・対応、障害への対策業務。

⑤ 映像配信における統計業務。

⑥ VOD配信のための編集作業及び会議録検索システムとのリンクの設定。

⑦ 過去４年間（今後発生する VOD映像）の VOD映像データ等の引継ぎ及び配信業務。

⑧ そのほか映像配信を遂行するために必要な業務。

（４）運用形態

① 市議会本会議等の VOD 映像等の配信業務は、市議会の既存施設・設備（カメラ、マイク、アンプ等の音響設備等）を使用して行うものとする。

② 映像配信運用に当たって必要な機器、機材、回線及びソフトウェア等については、受注者が調達し、管理運用を行うこと。なお、映像配信サービスを行うために設置作業等（電源、配管、ネットワーク配線等）が必要な場合には、これも含めること。

③ この業務は ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）形式で運用する。

④ 映像配信システムは、現在運用中の富谷市ホームページ中の市議会のサイトから簡易な操作で表示できることとする。なお、既存の富谷市ホームページとの連動にかかる業務は、当該受注者がホームページ担当課等と連携の上行い、その費用が生じた場合にはすべて当業務受注者が負担すること。

⑤ 受注者は映像配信システム閲覧用のトップ画面、検索画面、検索結果一覧画面及び画面の構成、配置、データ項目、デザイン、画像、色等に関し、視聴者が見やすく、操作しやすいものにすること。

⑥ 映像配信の運用及び管理に当たっては２４時間体制とし、メンテナンス等でサービスを一時停止する場合は、あらかじめ発注者に連絡の上行うこと。

⑦ 本業務で提供される映像配信サイト、VOD 映像は、一般に広く使用されている Windows、MacOS、iOS、Android 等の端末で利用、視聴ができること（マルチデバイス対応)。また、視聴できるブラウザは、Microsoft Edge、IE、Firefox、Safari、Chrome のいずれもその時点において最新のバージョンとする。ただし、全ての環境に対して動作保障を求めるものではない。

⑧ 一般視聴者が VOD 映像を視聴した件数の集計レポートを発注者が閲覧できること。

⑨ 使用機器等に関する要件

ア）設置する機器は、設置スペースをとらないようコンパクトであること。

イ）本業務に要する機器等はすべて受注者が用意するものとし、機器構成及びインターネット通信環境は、画像・音声の品質を確保するための十分な機能を備えていること。

ウ）本業務で使用する機器等（ソフトウェア含む）は十分な稼働実績を有しているなど高い信頼性を有する製品を使用し、それらを構成した状態でシステムとして不具合なく作動するとともに、障害が発生した場合は迅速に対応できるものであること。

エ）技術革新の進展及び配信環境の変化等に応じて、適宜、ソフトウェアのアップデートを無償で行うこと。

オ）ウイルス対策等のセキュリティー対策を講じること。

カ）受注者は適宜、機器等の保守・点検を行うこと。

（５）VOD 映像中継

① エンコーダーシステム

ア） エンコーダーシステムは、受注者側のライブ配信システムをいつでも使用できること。

イ） エンコーダーシステムは、操作されたカメラからの映像とともに、既設音響設備からの音声を利用できること。

ウ） 本会議場側に設置するエンコーダーは受注者の管理する VPN 網のネットワーク内に配置し、発注者のネットワークには接続しないこと。

② サーバー

議会開会と同時にエンコーダーシステムに配信映像が蓄積され、この映像をもとに VOD 配信用映像とすること。また、同時に配信センター側にも同じ配信映像が蓄積されること。

③ エンコーダーシステムにより生成される映像をもとに、一般質問等にあっては議員毎に 1 ファイルに編集し、臨時会など開催期間の短い会議については開催日（もしくは午前、午後）を 1 ファイルに編集し作成すること。

④ VOD 配信は当該会議終了後５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、インターネット上から閲覧可能とすること。

⑤ VOD の公開前にサイトと映像を確認するために、公開サイトと同様の事前公開サイトを用意し、発注者の公開前確認を受け承諾を得ること。なお、公開前確認は発注者側の設備で行うものとする。

⑥ 録画された映像は原則として４年間蓄積することとし、VOD として常に配信することが可能な状態を維持すること。

⑦ 受注者は発注者の依頼により、議員質疑答弁毎及び休憩毎にカット編集を行い、録画映像加工を行うこと。

⑧ 会議開始前、会議終了後及び休憩中の映像はカットすること。

⑨ 視聴者が配信映像を見る際、時間がかからず（映像配信ボタンをクリックしてから、おおよそ 5 秒以内）にスムーズに動画再生できること。

⑩ 映像動画は、スクロールバーにより早送り・巻き戻しが可能なこととし、視聴者が早送り・巻き戻しを設定した場合、スムーズに動画が配信されること。その際、タイム表示（現在／全体）を付け、視聴者が早送り・巻き戻しが容易に行えること。

⑪ 映像再生画面から、ホームページで公開している会議録検索システム（DB サーチ）へのリンクを設定すること。その際、Windows 及び Mac 端末においては、映像に該当する会議録が別ウィンドウで表示されるようにし、iOS 及び Android 等の端末においては、該当する会議録の画面から、容易に映像再生画面に戻ることができる画面表示とすること。

⑫ リンクの設定及び設置については、発注者の確認承認を得た後に実施すること。なお、公開時期は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

２．受注者の配信環境

（１）当該サーバーを保護するウイルス対策やアクセス制限等のセキュリティー対策が講じられ、かつ迅速に最新の対策に更新されるものであること。

（２）トラブル発生時に迅速に対応できるよう、配信システムの動作確認及び設定変更等を自ら行えるものであること。
（３）配信サーバーは受注者が用意するデータセンターに設置すること。
（４）配信サーバーを設置するデータセンターは耐震、防火に優れた施設であること。また、機器類の安定稼動維持のため、空調システムや無停電対策等、必要な対策を講じること。

３．配信サーバーへのデータ送信
（１）本庁舎から配信センターまでの回線は NTT 東日本提供の VPN 光回線を使用するものとし、月々の回線使用料は本委託料に含むものとする。なお、VPN 光回線の名義人は発注者とすること。
（２）データの送受信に必要な機器（発注者、受注者双方のルーター等）を用意し、設置、設定及び保守を行うこと。

４．その他のシステム要件
（１）VOD 配信システムは５００Kbps 程度であり、５００人以上の同時視聴が可能なこと。
（２）VOD 配信の検索、視聴をパソコンに不慣れな方でも分りやすく操作できる専用の映像配信サイトを提供すること。
（３）検索機能については、通告内容等をキーワードで検索でき、かつ、会議名・議員名での検索が可能で、検索結果の表示は、該当箇所が確認できるように色分け等、強調表示ができること。
（４）検索結果の一覧画面には当該議員の顔写真の表示を可能とすること。
（５）議員名検索結果等の画面に対して議員のホームページやブログなどの外部サイトからのリンクを許し、検索や閲覧ができること。
（６）映像の全体表示が簡単な操作でできること。
（７）インターネット上の配信映像を視聴する際、時間を要さずスムーズに動画が動き出すこととし、パソコン、スマートフォン等のそれぞれに適した構成のページを視聴者に意識させずに表示させること。
（８）映像配信サイトはユニバーサルデザインを十分考慮してＷＥＢアクセシビリティが確保されたデザインであること。
（９）映像配信サイトは JIS 規格（JISX8341-3）、W3C（World Wide Web Consortium）、総務省「みんなの公共サイト運用モデル」等の要件を可能な限り満たすこと。また、WEB アクセシビリティに配慮し、発注者の意向に沿って調整すること。

５．映像中継の運用に関する要件

（１）システムの利用環境の最適化を図るため、常にシステムの監視、安定したサーバー運用使用状況の確認等、確実なサービスを提供すること。

（２）障害発生時には、迅速な対応にて回復すること。

① 障害が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、機器の修繕・交換等必要な措置を行い回復すること。

② 障害等により、映像ファイルの作成に支障が生じた場合には、別途会議状況を収録した DVD 等をもとに、エンコード PC により再エンコードを行い、配信サーバー側で映像ファイルの復旧ができること。

（３）受注者は映像配信サイトの細部のデザインや色の変更等に関して、契約期間中は発注者の意向を受け対応すること。

（４）設備及び運用において、セキュリティーには万全の配慮をすること。

（５）配信された映像は、視聴者が二次使用することができないよう対策を講じること。

（６）視聴者からの技術的な各種問い合わせに対して協力すること。

（７）データの提出

① VOD ファイル

定例会または臨時会等終了後、公開されている配信データ単位に記録媒体（DVD-R など）に抽出し、閉会後おおむね２週間以内を目安に富谷市議会事務局まで提出すること。

また、提出するファイルは、すべて VOD として公開されているシーン単位にカット編集されている映像データファイルであること。

② アクセス報告書

受注者は視聴者からのアクセス管理を行い、発注者からの依頼により２４時間以前の視聴アクセス報告書が取得できること。

ア） VOD 配信のアクセス集計表は各時間帯別、コンテンツ別、議員名別、主な OS 別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。

イ） 集計表は EXCEL などの表計算ソフト等、データにより発注者の依頼に基づき取得できること。

６．その他運用に関する要件

（１）毎定例会前には受注者による映像配信に関する一連の動作確認を行うこと。日程及び確認方法については事前に発注者の承諾を得ること。

（２）会期中は、会議当日の会議開始前に必ず、本会議場側エンコーダーとの通信確認を行うこと。

（３）受注者は、本会議場側に設置するエンコーダーの状態確認、変更などを、配信センターから操作可能であること。

７．報　告

業務を完了したときは、業務完了報告書を速やかに提出すること。

８．支払方法

管理運用料は１か月ごと、履行確認のうえ支払うものとする。

９．その他

（１）受注者は、この仕様書の全ての事項に対し、責任を持って完全に契約を履行すること。

（２）本業務に係る一切の経費は、委託料に含むこと。

（３）本業務委託における映像等の著作権及び業務委託履行に伴う成果物等については、全て発注者に帰属する。

（４）議会の開催予定日については、原則として、会期日程が決定次第速やかに発注者から受注者に通知する。

（５）契約期間終了後、契約事業者が変更した場合は、機器等については受注者が責任を持って撤去すること。なお、VPN 光回線の配線については撤去せずそのままとし、回線使用に係る解約手続は受注者が行うこと。

（６）契約期間終了後、契約事業者が変更した場合は、VOD 映像配信が途切れることのないよう引継ぎを行うこと。

（７）受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等についてはこれを遵守し、遺漏のないようにすること。

（８）受注者は、業務の実施に当たり、データの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めなければならない。

（９）受注者は、業務履行の管理をつかさどる主任技術者を置くこと。
主任技術者は、業務実施中に従事者を指揮し、発注者の担当者と連絡を密にし、遺漏のないように努めること。

(10) 本業務の履行において不明な点が発生した場合、又は仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間で別途協議し決定する。

○会議録検索システム管理及び運用（保守業務を含む。）業務

１．業務内容

① 会議録検索システムは、DB-Search NEO（ASP）を使用すること。

② 定期的な保守時間を除き、２４時間３６５日稼働させること。

③ 会議録データを更新するごとに必要データをバックアップすること。

④ セキュリティホール解消及び不正アクセス防止のため、必要な措置を講じること。

⑤ 障害発生時の対応方法を明確化し、早急な復旧が可能な体制を有すること。
また、障害が発生した場合は、原因の究明と対策の実施及びその報告レポートを、発注者に提出すること。

⑥ 会議録検索システムの機能要件

ア） 会議録検索システムへの同時アクセス数は無制限であること。

イ） シソーラス辞書が搭載されており、同義語検索が可能であること。

ウ） 任意のキーワードで検索ができ、その方法として、And Or 検索が可能であること。

エ） 発言者検索、会議名検索、期間指定検索及びそれらを複合した検索が可能であること。

オ） 検索結果はハイライト表示され、複数のキーワードによる検索の場合は、キーワードごとに背景色が異なること。

２．報　告

（１）業務を完了したときは、業務完了報告書を速やかに提出すること。

（２）月ごとのアクセス数を翌月遅滞なく報告すること。

３．支払方法

管理運用料は１か月ごと、履行確認のうえ支払うものとする。

４．その他

（１）受注者は、過去５年間において、宮城県内官公庁の発注における本業務と同種の業務を履行した実績を有していること。

（２）受注者は、宮城県内の会議録調整の実績及び地方議会運営の知識を有していること。

（３）受注者は、本市に対して会議録検索システムに関するあらゆる情報提供に努めること。

（４）現在稼働中のシステムが変更となる場合には、移行に発生する費用の一切を受注者の負担とし、管理運用料にその費用を含むものとする。

（５）本業務委託における登録データの著作権は、全て発注者に帰属する。

（６）本業務の履行において不明な点が発生した場合、又は仕様書に定めのない事項については発注者、受注者間で別途協議し決定する。

（７）契約期間が満了した場合は、蓄積データの消去を行い、インターネット上でのサービスを停止すること。ただし、契約を継続する場合は、この限りでない

（８）システムは、常時 SSL 化（ドメイン認証型証明書「 DV 証明書」）された https:// ではじまる URL を用意すること。